

Harmony通信

vol.175
2019.09

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



シメ

photo 花鳥様

転職をめぐる近時の報道と、配転命令権

◆AIG損保、転職を廃止

AIG損害保険が、転職の多い保険業界では珍しく、転職を原則として廃止したと報道されました。一般に「転職のある社員」と「地域限定社員」に分け、給与に1～2割の差をつける企業が多いところ、同社は「限定社員が格下の印象となり、優秀な人の出世の障壁になる」として、廃止に踏み切ったとのことです(日本経済新聞2019年7月17日付)。

◆転職命令で騒動となったカネカ

一方、今年6月には、カネカが育休対応問題で炎上しましたが、そのきっかけは、男性社員が育休復帰後2日で転職の辞令が下され、これを拒否したことでした。同社は「当社対応は適切であった」というコメントを公表していますが、世間からはその適法性ではなく、一連の企業姿勢を疑問視されることとなりました。

◆企業には転職命令権が認められているが……

転職拒否の法律問題を考えるうえで非常によく言及されるのが、東亜ペイント事件(最高裁昭和61年7月14日判決)という有名な裁判例です。企業の転職命令権を広く認めた判例として、以後の多くの人事・労務実務や、労働紛争に影響を与えています。しかし、その事件発生は1973～74年、判決が1986年のことであり、最近では、ワークライフバランスなどの観点から、転職の必要性は厳しく吟味されるべきという声も高まってきています(大内伸哉「キーワードからみた労働法」、日本法令「ビジネスガイド」2019年9月号掲載)。

◆厚生労働省も転職見直しを促進

自社の転職のあり方を吟味する際の手引きとして、厚生労働省が下記資料を公表しています。AIG社のように全面廃止するだけでなく、雇用管理の類型ごとの運用メニューとするなど、いくつかの例が示されています。

古くて新しい転職問題。いまいちど、自社制度の見直しをしてみたいはかがでしょうか。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局「転職に関する雇用管理のヒントと手法」(平成29年3月30日)】

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyyou-11903000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Shokugyoukateiryouritsuka/0000160191.pdf>

編集後記

9月になれば、爽やかな秋風を感じることができると期待したのですが、まだ夏の最中のような湿度の高さに戸惑いますね。さて、公立高校の文化祭を皮切りに、秋のイベントシーズンがやってきました。公益社団法人宮城県観光連盟のHPによりますと、宮城県内のイベントは、9月だけでも111件程あるようです。このHPは、カテゴリー、日にちを選択して検索もできるので、効率よく行く先を決められるので、お勧めです。面白そうなイベントやお祭りを見つけて外出するのは、とても良い気分転換、あるいはストレス発散に効果がありますね。お子様がいらっしゃる方は、体験型のイベント等を通して、家族間のコミュニケーションを高める良い機会になるかもしれません。気づけば今年もあと3か月と少し、良く働き、良く遊び、2019年も悔いなく締めくくりたいものです。

TOPICS

●6年連続で入職率が離職率を上回る

雇用動向調査(8/22)

厚生労働省が発表した2018年の雇用動向調査によると、働き手のうち入職率(就職者や転職で仕事に就いた人の割合)は15.4%(前年比0.6ポイント減)で、仕事から離れた人を示す離職率(14.6%・同0.3ポイント減)を6年連続で上回りました。仕事に就いた人を男女別でみると、女性が18.5%で男性の12.9%を上回りました。(こういう調査もあるのでね。)

●転職で37%が賃金増加 雇用動向調査(8/22)

厚生労働省が発表した2018年雇用動向調査で、転職に伴って賃金が増加した人の割合が37%となることがわかりました。これは、比較可能な2004年以降で最高水準。年齢別では、20～30歳代の若手ほど転職で賃金が増加した割合が高く、おおむね4割を超えるものです。一方、50歳以上では、賃金が下がる割合が高く、定年後再雇用や子会社社外向などが要因とみられます。就業形態別では、パートタイマーの割合が最も高く、41.8%にのぼりました。

●在留資格 取消し最多832人(8/21)

法務省は、出入国管理法に基づく2018年の在留資格取消しが、前年の385件から2倍を超える規模に急増し、過去最多の832件あったと発表しました。在留資格別では、最も多かったのが「留学」の412件、続いて「技能実習」の153件、3位は偽装結婚を含む「日本人の配偶者等」で80件。新しい在留資格「特定技能」は、制度が始まったのが今年4月だったため、対象から外れています。

●SNS利用に関する注意喚起ポスター(第2弾)が完成しました!

(第1弾)

(第2弾)

SNSへの不適切な投稿に関する報道が後を絶ちません。第1弾を作成した当時はなかったサービスも登場し、ますます企業のリスクは高まっています。そこで不用意な投稿を注意喚起する新たなポスターを制作しました。お客様へは配布中です。※1枚300円(税別)で好評発売中です!



Harmony通信 2019.09

#発行: 2019年9月10日

#編集・構成: 合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
合同会社Harmony



住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

修日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>